会費収納期限の変更のお知らせ

昨年の 10 月 27 日、理事会において「会費収納規定第 3 条（会費収納期限）の一部変更の件」のご承認をいただき、平成 24 年度から下記のとおり変更となりましたので、皆様方におかれましては、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1　法人会費の収納期限を年 2 回(5 月と 11 月)から年 1 回（5 月）とします。
　ただし、個人会費は当分の間、今までどおりとします。

2　役員会費の収納期限を下期（11 月）から上期（5 月）とします。

3　青年部の会費収納期限は従来どおり下期(11 月)とします。